

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務要件

| 実務要件 | サービス管理責任者の実務要件 国の基準で定められている実務要件 | 実務要件 | 児童発達支援管理責任者の実務要件 国の基準で定められている実務要件 |
|---|--|----------------------------------|--|
| ① 相談支援業務 5年以上 | ア 相談支援事業に従事する者 ○地域生活支援事業○障害児相談支援事業 ○身体障害者相談支援事業○知的障害者相談支援事業 | (うち*のない業務経験が通算3年以上) | ア 相談支援事業に従事する者 ○地域生活支援事業○障害児相談支援事業 ○身体障害者相談支援事業○知的障害者相談支援事業 |
| | イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○身体障害者更生相談所○精神障害者社会復帰施設 ○知的障害者更生相談所○福祉事務所○発達障害者支援センター | | イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○児童家庭支援センター○身体障害者更生相談所 ○精神障害者社会復帰施設○知的障害者更生相談所○福祉事務所 ○発達障害者支援センター |
| | ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害者支援施設○障害児入所施設○老人福祉施設 ○精神保健福祉センター○救護施設及び更生施設 ○介護老人保健施設○介護医療院○地域包括支援センター | | ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害児入所施設○乳児院○児童養護施設○児童心理治療施設 ○児童自立支援施設○障害者支援施設○精神保健福祉センター ○救護施設*○更生施設*○老人福祉施設* ○介護老人保健施設*○介護医療院*○地域包括支援センター* |
| | エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター | | エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター |
| | オ 特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 ○特別支援学校 | | オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)において 相談支援の業務に従事する者 ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校 ○高等学校○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校 |
| カ 病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※1)を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者 | カ 病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※1)を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者 | | |
| ② 直接支援業務 8年以上 | ア 施設及び保険医療機関等において介護業務又は訓練等の業務に従事する者 ○障害者支援施設○障害児入所施設○老人福祉施設○介護老人保健施設 ○介護医療院○療養病床○障害福祉サービス事業○障害児通所支援事業 ○老人居宅介護等事業○病院若しくは診療所又は薬局○訪問看護事業所 | (うち*のない業務経験が通算8年以上) | ア 施設等において介護業務に従事する者 ○障害児入所施設○助産施設○乳児院○母子生活支援施設○保育所 ○幼保連携型認定こども園○児童厚生施設○児童家庭支援センター ○児童養護施設○児童心理治療施設○児童自立支援施設○障害者支援施設 ○老人福祉施設*○介護老人保健施設*○介護医療院* ○病院又は診療所の療養病床関係病室* |
| | イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ○特例子会社○重度障害者多数雇用事業所 | | イ 事業所等において介護業務に従事するもの ○障害児通所支援事業○児童自立生活援助事業○放課後児童健全育成事業 ○子育て短期支援事業○乳児家庭全戸訪問事業○養育支援訪問事業 ○地域子育て支援拠点事業○一時預かり事業○小規模住居型児童養育事業 ○家庭的保育事業○小規模保育事業○居宅訪問型保育事業○事業所内保育事業 ○病児保育事業○子育て援助活動支援事業○障害福祉サービス事業 ○老人居宅介護等事業* |
| | ウ 特別支援教育における職業教育の業務に従事する者 ○特別支援学校 | | ウ 医療機関等において介護業務に従事する者 ○病院若しくは診療所又は薬局○訪問看護事業所 |
| ③ の 1 の 有 資格 者 通算5年以上 | ア 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した ものと認められるもの(ホームヘルパー2級(現:介護職員 初任者研修)以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 | (うち②の1の有資格者が*) | ア 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により 相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した ものと認められるもの(ホームヘルパー2級(現:介護職員 初任者研修)以上に相当する研修を修了した者) (3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 |
| | イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※1)による業務に3年以上従事している者 | | イ 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者 (1) 区分①から区分③を通算した「従事期間」から、区分①及び区分②の*を通算した「従事期間」を除外して3年以上の者 (2) 国家資格※1による業務に5年以上従事している者 |
| ③ の 2 の 有 資格 者 通算3年以上 | | ③ の 2 の 有 資格 者 | |

※1 国家資格等とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士のことをいう。

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。